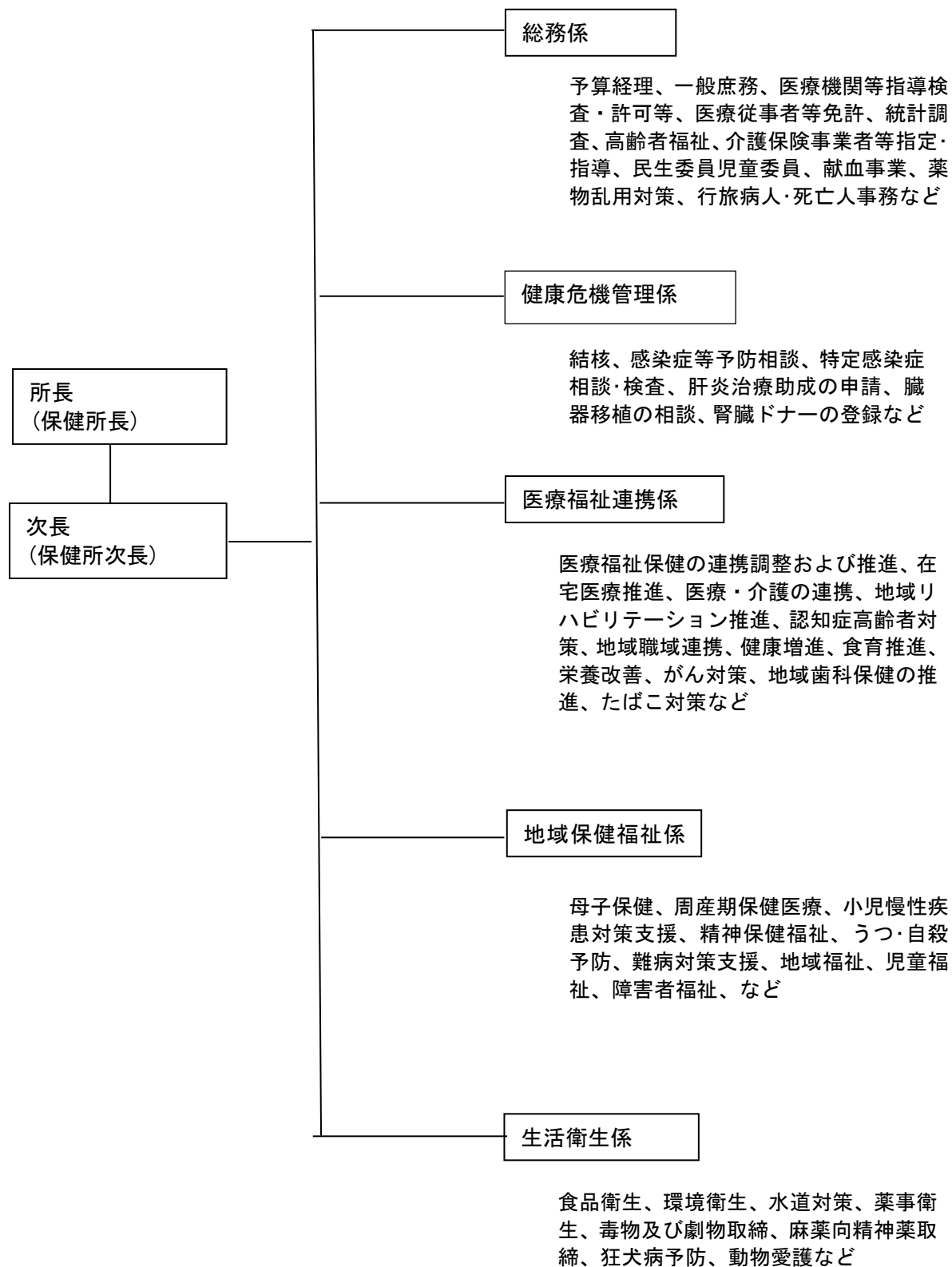


第 2 4 湖北健康福祉事務所の概要

1 湖北健康福祉事務所（長浜保健所）組織図

令和 5 年 4 月 1 日現在



2 湖北健康福祉事務所（保健所）の沿革

－長浜－

昭和13年	5月14日	滋賀県告示第303号をもって滋賀県保健所設置規程公布。
13年	6月4日	滋賀県告示第374号をもって名称・位置・受持地域を告示し、同日付けで開所（受持地区：湖北3郡（伊香・東浅井・坂田郡）、人口141,421人）。ただし、事業所は、建築竣工まで県衛生課に仮事務所を置く。
13年	7月21日	庁舎落成式を挙行し、実務につく。
14年	4月1日	看護婦養成を開始。
14年	5月1日	長浜細菌検査所設置（併設）。
16年	2月	優生結婚相談所設置（併設）。
16年	9月25日	保健婦の養成開始。
19年	3月6日	長浜県民修練所設置。
19年10月	1日	長浜簡易保健相談所を統合。
19年10月	1日	木之本保健所新設に伴い伊香郡分離。
25年11月	1日	長浜優生結婚相談所設置。
25年12月		歯科開設。
26年	9月	衛生教育展示室を拡大整備。衛生教育模範保健所に指定。
27年	5月17日	優生保護法の一部改正により長浜優生結婚相談所を長浜優生保護相談所と改称。
27年	8月1日	隣接地に増築完了（建坪181坪、敷地400坪）。
27年	9月1日	長浜性病診療所設置（併設）。
30年	9月1日	県立保健所の課制施行に伴い、庶務・保健・衛生の3課設置。
36年	4月1日	保健所の型別人口別格付によってUR3型に格付けされる。
43年11月	2日	滋賀県長浜市平方町1152番の2に新庁舎起工。
44年	4月1日	滋賀県立長浜保健所を滋賀県長浜保健所に改称。
44年	5月15日	新庁舎完成・移転。
45年	4月1日	保健予防課制施行。
49年	4月1日	庶務課・保健予防課・衛生課・検査課の4課制施行。
51年	4月1日	保健所の型別人口別格付によってR3型に格付けされる。
52年	4月1日	庶務課・保健予防課・衛生課・環境公害課・検査課の5課制施行（人員33名）。
54年10月	1日	庁舎増築および改造工事着工（検査室・研修室・乳幼児精神発達観察室・社会復帰教室。増築面積182.25㎡）。
55年	3月31日	庁舎増築および改造工事完工。
57年	9月5日	事務室拡張工事（26.26㎡）完工。事務所合計140.31㎡。
62年	2月12日	合併浄化槽および同機械室（4.59㎡）完工。
62年	4月1日	環境公害課のうち彦根保健所管内が除外される。
62年	9月22日	庁舎増築および改築工事着工（事務室・所長室・更衣室・印刷室等。増築面積72.45㎡、事務所合計212.76㎡）。
63年	2月18日	庁舎増築および改築工事完工。
平成4年	4月1日	環境公害課を環境保全課に、検査課を検査室に改称。

平成 9 年 4 月 1 日	木之本保健所が保健所の統廃合により長浜保健所木之本支所となる。 環境保全課の事務が県事務所に移管される。 保健予防課を健康増進課に、衛生課を生活衛生課に、検査室を検査課に改称。 保健福祉推進担当を設置。 生活衛生課に生活衛生係と食品監視係を置き、県庁公衆衛生課食品衛生専門監視班の業務を食品監視係に引き継ぐ（担当：彦根・長浜保健所管内）。
10 年 4 月 1 日	県福祉事務所と保健所の組織統合により、湖北福祉事務所と長浜保健所が統合され長浜健康福祉センター長浜保健所となる。 庶務課と保健福祉推進担当を併せ、健康福祉課を設置。
10 年 7 月 7 日	庁舎増築工事着工（別棟OA機器室、会議室等。増築面積 59.1 m²、事務所合計 271.86 m²）。
10 年 9 月 19 日	庁舎増築工事完工。
13 年 4 月 1 日	長浜県事務所、長浜健康福祉センター（木之本支所）、長浜土木事務所、木之本土木事務所が組織統合され湖北地域振興局となる。長浜健康福祉センター（長浜保健所）は、湖北地域振興局地域健康福祉部（長浜保健所）となる。
17 年 4 月 1 日	総務調整課を廃止し、健康福祉課に統合。生活衛生課の食品監視担当を廃止し、本庁生活衛生課食の安全推進室食品安全指導担当に業務を統合。
17 年 7 月 1 日	生活衛生課の検査担当を廃止し、衛生科学センターに業務を統合。
18 年 4 月 1 日	健康福祉推進課を保健福祉課に改める。生活衛生課を健康衛生課に改める。健康づくり担当を健康衛生課に移管
21 年 4 月 1 日	湖北地域振興局地域健康福祉部（長浜保健所）から湖北健康福祉事務所（長浜保健所）となる。
25 年 4 月 1 日	行政機構改革により課制を廃止し、総務調整担当、地域保健福祉担当、健康づくり担当、生活衛生担当の 4 担当制となる。
28 年 4 月 1 日	行政機構改革により担当を廃止し、総務調整係、地域保健福祉係、健康推進係、生活衛生係の 4 係制となる。
29 年 4 月 1 日	行政機構改革により係を再編し、総務係、医療福祉連携係、地域保健福祉係、生活衛生係の 4 係制となる。
令和 4 年 4 月 1 日	行政機構改革により係を再編し、総務係、健康危機管理係、医療福祉連携係、地域保健福祉係、生活衛生係の 5 係制となる。
—木之本—	
昭和 19 年 10 月 1 日	旧保健所法（昭和 12 年 4 月 5 日法律第 42 号）により設置の長浜保健所から分離。木之本母子保健相談所を併合し、木之本町木之本 1900 番地に県立木之本保健所を設置。管轄区域：伊香郡 1 町 12 ヶ村職員所長以下 8 名。
22 年 9 月	「保健所法を改正する法律」の公布により、翌昭和 23 年衛生行政事務を木之本警察署より引き継ぎ。
23 年 10 月	保健所拡充計画に基づき木之本町木之本 739 番地に庁舎建築工

				事着工。
	24年	4月		庁舎建築工事完工。昭和23年7月公布の優生保護法に基づき、県立木之本優生保護相談所併設。
	26年	10月		標準保健所規格施設整備のための庁舎増築工事着工（会議室・診察室）。
	27年	3月		庁舎増築工事完工（職員：所長以下17名）。
昭和	30年	9月	1日	県立保健所課制実施に伴い庶務課・保健衛生課の2課設置（職員：所長以下21名）。
	37年	12月		レントゲン設備の充実（直接・断層）によりX線室増改築。
	39年	10月		医師の不足対策として非常勤医師を嘱託。
	40年	4月		保健所機構の整備に伴い、主査・婦長を置く。
	42年	4月		保健所の課制変更により庶務課・保健予防課・衛生課の3課設置（職員：所長以下18名）。
	44年	4月	1日	条例の改正により滋賀県木之本保健所と改称。
	45年	10月		食生活改善指導のため、会議室の一部を改築して栄養指導室を設置。
	49年	4月	1日	保健予防課の予防係を保健予防係に保健係を保健指導係に改称同時に婦長制廃止。
	51年	4月		保健所に次長を置く。
	58年	7月		木之本町黒田1234番地に木之本土木事務所との合同庁舎として完工移転。
平成	9年	4月	1日	保健所の統廃合により長浜保健所木之本支所となる。
	10年	4月	1日	県福祉事務所と保健所の組織統合により、湖北福祉事務所と長浜保健所が統合されたことに伴い、長浜健康福祉センター木之本支所（長浜保健所木之本支所）となる。
	13年	4月	1日	長浜県事務所、長浜健康福祉センター（木之本支所）、長浜土木事務所、木之本土木事務所が組織統合され湖北地域振興局となる。 長浜健康福祉センター木之本支所（長浜保健所木之本支所）は湖北地域振興局地域健康福祉部木之本支所（長浜保健所木之本支所）となる。
	21年	4月	1日	湖北地域振興局地域健康福祉部木之本支所（長浜保健所木之本支所）から湖北健康福祉事務所木之本支所（長浜保健所木之本支所）となる。
	22年	4月	1日	湖北健康福祉事務所木之本支所（長浜保健所木之本支所）を湖北健康福祉事務所木之本出張所（長浜保健所木之本出張所）とする。
	23年	3月31日		湖北健康福祉事務所木之本出張所（長浜保健所木之本出張所）を廃止。